

北海道釧路十勝海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
十海共第1号	大津漁業協同組合	十勝郡浦幌町及び中川郡豊頃町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 釧路市と浦幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 138 度 50分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 123 度 40分 2. 000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 えぞばかがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦幌町及び豊頃町	なし
十海共第2号	大樹漁業協同組合	広尾郡大樹町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 123 度 40分 2. 000メートルの点 点2 基点第2号から 106 度 30分 2. 000メートルの点		第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 ほっきがい漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大樹町	なし
十海共第3号	広尾漁業協同組合	広尾郡広尾町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び基点第4号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに点15、点16、点17、点18及び点15を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 広尾から49度20分 1. 000メートルの点 基点第4号 点14から 301度34分19. 27秒 1. 207. 030メートルの点 点1 基点第1号から 106度30分 2. 000. 00メートルの点 点2 基点第2号から 106度30分 2. 000. 00メートルの点 点3 基点第3号から 139度20分 85. 00メートルの点 点4 点3から 48度50分00秒 207. 00メートルの点 点5 点4から 317度20分00秒 65. 00メートルの点 点6 点5から 71度30分00秒 840. 00メートルの点 点7 点6から 40度40分00秒 770. 00メートルの点 点8 点7から 312度20分00秒 51. 50メートルの点 点9 点8から 41度59分58秒 240. 96メートルの点 点10 点9から 72度00分00秒 789. 00メートルの点 点11 点10から 16度17分45秒 411. 55メートルの点 点12 点11から 252度00分00秒 1. 112. 00メートルの点 点13 点12から 222度00分00秒 576. 00メートルの点 点14 点13から 298度08分36. 48秒 436. 406メートルの点 点15 点7から 140度19分48秒 162. 21メートルの点 点16 点15から 132度00分00秒 75. 00メートルの点 点17 点16から 42度00分00秒 547. 00メートルの点 点18 点17から 311度59分58秒 75. 00メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広尾町	なし
十海共第4号	大津漁業協同組合	十勝郡浦幌町及び中川郡豊頃町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 釧路市と浦幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 138 度 50分 10. 000メートルの点 点2 点3から 121 度 00分 6. 000メートルの点 点3 基点第2号から 123 度 40分 4. 000メートルの点		第一種共同漁業	つぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦幌町及び豊頃町	漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
十海共第5号	大樹漁業協同組合	広尾郡大樹町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 123 度 40分 4. 000メートルの点 点2 点1から 121 度 00分 6. 000メートルの点 点3 点4から 108 度 50分 8. 000メートルの点 点4 基点第2号から 106 度 30分 2. 000メートルの点		第一種共同漁業	つぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大樹町	漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
十海共第6号	広尾漁業協同組合	広尾郡広尾町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び基点第4号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域、並びに点16、点17、点18、点19及び点16を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 広尾から49度20分 1、000メートルの点 基点第4号 点15から 301度34分19、27秒 1、207、030メートルの点 点1 基点第1号から 106度30分 2、000、00メートルの点 点2 点1から 108度50分 8、000、00メートルの点 点3 基点第2号から 106度30分 8、000、00メートルの点 点4 基点第3号から 139度20分 85、00メートルの点 点5 点4から 48度50分00秒 207、00メートルの点 点6 点5から 317度20分00秒 65、00メートルの点 点7 点6から 71度30分00秒 840、00メートルの点 点8 点7から 40度40分00秒 770、00メートルの点 点9 点8から 312度20分00秒 51、50メートルの点 点10 点9から 41度59分59秒 240、96メートルの点 点11 点10から 72度00分00秒 789、00メートルの点 点12 点11から 16度17分45秒 411、55メートルの点 点13 点12から 252度00分00秒 1、112、00メートルの点 点14 点13から 222度00分00秒 576メートルの点 点15 点14から 298度08分36、48秒 436、406メートルの点 点16 点8から 140度19分48秒 162、21メートルの点 点17 点16から 132度00分00秒 75、00メートルの点 点18 点17から 42度00分00秒 547、00メートルの点 点19 点18から 311度59分58秒 75、00メートルの点	第一種共同漁業	つぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広尾町	漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
十海共第7号	大津漁業協同組合	十勝郡浦幌町及び中川郡豊頃町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 釧路市と浦幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 138 度 50分 4、000メートルの点 点2 基点第2号から 123 度 40分 4、000メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) きゅうりうお・こまい・ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から8月10日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦幌町及び豊頃町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
十海共第8号	大樹漁業協同組合	広尾郡大樹町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 123 度 40分 4、000メートルの点 点2 点1と点4を結んだ線と点3から108度50分の線との交点 点3 基点第2号から 106 度 30分 2、000メートルの点 点4 基点第3号から 106 度 30分 4、000メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) きゅうりうお・こまい・ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から8月10日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大樹町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
十海共第9号	広尾漁業協同組合	広尾郡広尾町地先	次の基点第2号、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第4号、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16及び基点第5号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域、並びに点17、点18、点19、点20及び点17を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 国土地理院三角点 広尾から49度20分 1.000メートルの点 基点第5号 点16から 301度34分19.27秒 1.207.030メートルの点 点1 基点第1号から 123度40分 4.000メートルの点 点2 基点第2号から 108度30分 2.000メートルの点 点3 点1と点4を結んだ線と点2から108度50分の線との交点 点4 基点第3号から 106度30分 4.000メートルの点 点5 基点第4号から 139度20分 85.00メートルの点 点6 点5から 48度59分00秒 207.00メートルの点 点7 点6から 317度20分00秒 65.00メートルの点 点8 点7から 71度30分00秒 840.00メートルの点 点9 点8から 40度40分00秒 770.00メートルの点 点10 点9から 312度20分00秒 51.50メートルの点 点11 点10から 41度59分59秒 240.96メートルの点 点12 点11から 72度00分00秒 789.00メートルの点 点13 点12から 16度17分45秒 411.55メートルの点 点14 点13から 252度00分00秒 1.112.00メートルの点 点15 点14から 222度00分00秒 576.00メートルの点 点16 点15から 298度08分36.48秒 436.406メートルの点 点17 点9から 140度19分48秒 162.21メートルの点 点18 点17から 132度00分00秒 75.00メートルの点 点19 点18から 42度00分00秒 547.00メートルの点 点20 点19から 311度59分58秒 75.00メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かすべ刺し網漁業 かえい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 きゅうりうお・ちかこまい小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 (第三種共同漁業) きゅうりうお・こまい・ちか地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から8月10日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広尾町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数が及び隻数又は統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
十海共第10号	大津漁業協同組合	十勝郡浦幌町及び中川郡豊頃町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 釧路市と浦幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 大津灯台中心点 (北緯 42度40分14.24秒 東経 143度37分45.11秒) 基点第3号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 広尾灯台中心点 (北緯 42度17分07.71秒 東経 143度19分14.12秒) 点1 基点第1号から 138度 50分 4.000メートルの点 点2 基点第1号から 138度 50分 15.500メートルの点 点3 基点第2号から 110度 00分 15.500メートルの点 点4 点2と点6を結んだ線と点5から121度00分の線との交点 点5 基点第3号から 123度 40分 4.000メートルの点 点6 基点第4号から 90度 00分 22.000メートルの点		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かえい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦幌町及び豊頃町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数が及び隻数又は統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
十海共第11号	大樹漁業協同組合	広尾郡大樹町地先	次の点2、点3、点4、点5及び点2の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 大津灯台中心点 (北緯 42度40分14.24秒 東経 143度37分45.11秒) 基点第2号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 広尾灯台中心点 (北緯 42度17分07.71秒 東経 143度19分14.12秒) 基点第5号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 110度 00分 15.500メートルの点 点2 基点第2号から 123度 40分 4.000メートルの点 点3 点1と点7を結んだ線と点2から121度00分の線との交点 点4 点1と点7を結んだ線と点5から108度50分の線との交点 点5 点2と点8を結んだ線と点6から108度50分の線との交点 点6 基点第3号から 106度 30分 2.000メートルの点 点7 基点第4号から 90度 00分 22.000メートルの点 点8 基点第5号から 106度 30分 4.000メートルの点		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かえい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大樹町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数が及び隻数又は統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
十海共第12号	広尾漁業協同組合	広尾郡広尾町地先	次の点4、点5、点6、点7、点8及び点4の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 大津灯台中心点 (北緯 42度40分14.24秒 東経 143度37分45.11秒) 基点第2号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 大樹町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 広尾灯台中心点 (北緯 42度17分07.71秒 東経 143度19分14.12秒) 基点第5号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 110度 00分 15.500メートルの点 点2 基点第2号から 123度 40分 4.000メートルの点 点3 基点第3号から 106度 30分 2.000メートルの点 点4 点2と点8を結んだ線と点3から108度50分の線との交点 点5 点1と点6を結んだ線と点4から108度50分の線との交点 点6 基点第4号から 90度 00分 22.000メートルの点 点7 基点第5号から 106度 30分 16.000メートルの点 点8 基点第5号から 106度 30分 4.000メートルの点		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かえい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	広尾町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数が及び隻数又は統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
十海共第13号	広尾漁業協同組合、大津漁業協同組合、大樹漁業協同組合	十勝郡浦幌町、中川郡豊頃町並びに広尾郡大樹町及び広尾町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 創路市と浦幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 大津灯台中心点 (北緯 42度40分14.24秒 東経 143度37分45.11秒) 基点第3号 広尾灯台中心点 (北緯 42度17分07.71秒 東経 143度19分14.12秒) 基点第4号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 138 度 50分 15.500メートルの点 点2 基点第1号から 138 度 50分 30.000メートルの点 点3 基点第4号から 106 度 30分 33.000メートルの点 点4 基点第4号から 106 度 30分 16.000メートルの点 点5 基点第3号から 90 度 00分 22.000メートルの点 点6 基点第2号から 110 度 00分 15.500メートルの点		第二種共同漁業	にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 たら刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦幌町、豊頃町、大樹町及び広尾町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
創海共第1号	浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 X＝－105838. 894 Y＝67679. 974（座標系13系） 基点第3号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 179 度 26分 100メートルの点 点2 点1から 181 度 40分 7. 000メートルの点 点3 点2と点4を結んだ線と基点第2号から 147度00分の線との交点 点4 基点第3号から 172 度 30分 4. 000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 あさり漁業 おおのがい漁業 おおみぞがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜中町（散布を除く）	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラハガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
創海共第2号	散布漁業協同組合	厚岸郡浜中町地先	次の基点第2号、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 X＝－105838. 894 Y＝67679. 974（座標系13系） 基点第3号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 179 度 26分 100メートルの点 点2 点1から 181 度 40分 7. 000メートルの点 点3 点2と点4を結んだ線と基点第2号から 147度00分の線との交点 点4 基点第3号から 172 度 30分 4. 000メートルの点		第一種共同漁業	こんぶ漁業 ふのり漁業 つぶ漁業 うに漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜中町散布	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラハガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
創海共第3号	厚岸漁業協同組合	厚岸郡厚岸町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 厚岸町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 尻羽岬東端 基点第4号 大黒島南端 点1 基点第1号から 172 度 30分 2. 000メートルの点 点2 点3から 152 度 30分 2. 000メートルの点 点3 基点第3号と基点第4号を結んだ線の中点 点4 基点第2号と基点第4号を結んだ線上 基点第2号から 4. 500メートルの点		第一種共同漁業	おごのり漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 あさり漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	厚岸町	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラハガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
創海共第4号	昆布森漁業協同組合	釧路郡釧路町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 釧路町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 尻羽岬東端 基点第4号 大黒島南端 点1 基点第1号と基点第4号を結んだ線上 基点第1号から 4. 500メートルの点 点2 基点第3号と基点第4号を結んだ線の中点 点3 点2から 152 度 30分 2. 000メートルの点 点4 基点第2号から 172 度 30分 2. 000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	釧路町	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラハガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
創海共第5号	創路市漁業協同組合、 創路市東部漁業協同組合	創路市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28及び点19の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域、並びに点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44、点45、点46及び点29の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 創路市と創路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 X＝－111451.3785 Y＝－2176.9575（座標系13系） 基点第3号 点3から23度06分35メートルの点（創路港東港区西防波堤南東端） 基点第4号 点18から0度01分62メートルの点 基点第5号 創路港西港区南防波堤東端（北緯42度59分21.12秒 東経144度20分29.57秒） 点1 基点第1号から172度30分2.000メートルの点 点2 基点第2号から162度00分2.000メートルの点 点3 基点第5号から95度13分1.435メートルの点 点4 点3から300度22分89メートルの点 点5 点4から332度40分548メートルの点 点6 点5から341度59分21メートルの点 点7 点6から227度30分1.140.90メートルの点 点8 点7から270度00分2.580メートルの点 点9 基点第5号から268度09分2.339メートルの点 点10 点9から244度12分141メートルの点 点11 点10から334度41分68メートルの点 点12 点11から244度41分1.903メートルの点 点13 点12から281度06分640メートルの点 点14 点13から64度41分1.380メートルの点 点15 点14から0度01分48メートルの点 点16 点15から270度01分64メートルの点 点17 点16から0度17分1.824メートルの点 点18 点17から90度00分23メートルの点 点19 基点第5号から152度10分1.307メートルの点 点20 点19から114度41分69メートルの点 点21 点20から204度41分18メートルの点 点22 点21から114度41分273メートルの点 点23 点22から144度41分176メートルの点 点24 点23から54度41分24メートルの点 点25 点24から144度41分78メートルの点 点26 点25から234度41分95メートルの点 点27 点26から325度08分233メートルの点 点28 点27から295度02分326メートルの点 点29 基点第5号から246度10分2.109メートルの点 点30 点29から126度53分97メートルの点 点31 点30から216度53分44メートルの点 点32 点31から222度13分54メートルの点 点33 点32から232度52分54メートルの点 点34 点33から243度29分54メートルの点 点35 点34から254度05分54メートルの点 点36 点35から264度42分54メートルの点 点37 点36から270度00分2.313メートルの点 点38 点37から0度01分99メートルの点 点39 点38から90度01分83メートルの点 点40 点39から180度00分27メートルの点 点41 点40から90度00分2.230メートルの点 点42 点41から84度38分41メートルの点 点43 点42から74度05分41メートルの点 点44 点43から63度29分41メートルの点 点45 点44から52度52分41メートルの点 点46 点45から317度33分25メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	創路市（阿寒町及び音別町を除く）	漁業権行使規則には、つが漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
創海共第6号	白糠漁業協同組合	白糠郡白糠町及び創路市音別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 X＝－111451.3785 Y＝－2176.9575（座標系13系） 基点第2号 創路市と音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から162度00分2.000メートルの点 点2 基点第2号から138度50分2.000メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	白糠町及び創路市音別町	漁業権行使規則には、つが漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
創海共第7号	浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 X＝－105838.894 Y＝67679.974（座標系13系） 基点第3号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から172度26分100メートルの点 点2 点1から181度40分7.000メートルの点 点3 点2と点4を結んだ線と基点第2号から147度00分の線との交点 点4 基点第3号から172度30分4.000メートルの点	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	（第二種共同漁業） かじ・かわずかし網漁業 かずべかし網漁業 かえいかし網漁業 きゅうりうお・ちかしししも網漁業 こまはいはたはたかし網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・こまい刺し網漁業 ちか・こまはいはたはた小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 こまい・ちか水下待網漁業 （第三種共同漁業） きゅうりうお・こまい・ちか地びき網	（第二種共同漁業） 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から8月10日まで 12月1日から翌年4月30日まで （第三種共同漁業） 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜中町（散布を除く）	（1）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、まず小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （2）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の回数及び隻数又は網数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
創海共第8号	散布漁業協同組合	厚岸郡浜中町地先	次の基点第2号、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 X＝－105838.894 Y＝67679.974（座標系13系） 基点第3号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から179度26分100メートルの点 点2 点1から181度40分7.000メートルの点 点3 点2と点4を結んだ線と基点第2号から147度00分の線との交点 点4 基点第3号から172度30分4.000メートルの点	第二種共同漁業	かじか・わらずが刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業 こまいいはたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 わらずが刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・こまいにしん小型定置網漁業 しらうお張待網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜中町散布	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
創海共第9号	厚岸漁業協同組合	厚岸郡厚岸町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 厚岸町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 尻羽岬東端 基点第4号 大黒島南端 点1 基点第1号から172度30分4.000メートルの点 点2 点3から152度30分4.000メートルの点 点3 基点第3号と基点第4号を結んだ線の中点 点4 基点第2号と基点第4号を結んだ線と 基点第2号から4.500メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業 こまいいはたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 わらずが刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・こまいにしん小型定置網漁業 しらうお小型定置網漁業 にしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業 こまいいちか水下降網漁業 しらうお張待網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	厚岸町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
創海共第10号	昆布森漁業協同組合	釧路郡釧路町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 厚岸町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 釧路町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 尻羽岬東端 基点第4号 大黒島南端 点1 基点第1号と基点第4号を結んだ線上 基点第1号から4.500メートルの点 点2 基点第3号と基点第4号を結んだ線の中点 点3 点2から152度30分4.000メートルの点 点4 基点第2号から172度30分4.000メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業 こまいいはたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 しらうお小型定置網漁業 こまいにしん小型定置網漁業 ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から8月10日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	釧路町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の艘及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
銅海共第11号	銅路市漁業協同組合、 銅路市東部漁業協同組合	銅路市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28及び点19の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域、並びに点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44、点45、点46及び点29の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 銅路町と銅路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 X＝－111451.3785 Y＝－2176.9575（座標系13系） 基点第3号 点3から23度06分35メートルの点（銅路港東港区西防波堤南東端） 基点第4号 点18から0度01分62メートルの点 基点第5号 銅路港西港区南防波堤東端 （北緯42度59分21.12秒 東経144度20分29.57秒） 点1 基点第1号から172度30分4.000メートルの点 点2 基点第2号から162度00分4.000メートルの点 点3 基点第5号から95度13分1.435メートルの点 点4 点3から300度22分89メートルの点 点5 点4から332度40分548メートルの点 点6 点5から341度59分21メートルの点 点7 点6から227度30分1.140.90メートルの点 点8 点7から270度00分2.580メートルの点 点9 基点第5号から268度09分2.339メートルの点 点10 点9から244度12分141メートルの点 点11 点10から334度41分68メートルの点 点12 点11から244度41分1.903メートルの点 点13 点12から281度06分640メートルの点 点14 点13から64度41分1.380メートルの点 点15 点14から0度01分48メートルの点 点16 点15から270度01分64メートルの点 点17 点16から0度17分1.824メートルの点 点18 点17から90度00分23メートルの点 点19 基点第5号から152度10分1.307メートルの点 点20 点19から114度41分69メートルの点 点21 点20から204度41分18メートルの点 点22 点21から114度41分273メートルの点 点23 点22から144度41分176メートルの点 点24 点23から54度41分24メートルの点 点25 点24から144度41分78メートルの点 点26 点25から234度41分95メートルの点 点27 点26から325度08分233メートルの点 点28 点27から295度02分326メートルの点 点29 基点第5号から246度10分2.109メートルの点 点30 点29から126度53分97メートルの点 点31 点30から216度53分44メートルの点 点32 点31から222度13分54メートルの点 点33 点32から232度52分54メートルの点 点34 点33から243度29分54メートルの点 点35 点34から254度05分54メートルの点 点36 点35から264度42分54メートルの点 点37 点36から270度00分2.313メートルの点 点38 点37から0度01分99メートルの点 点39 点38から90度01分83メートルの点 点40 点39から180度00分27メートルの点 点41 点40から90度00分2.230メートルの点 点42 点41から84度38分41メートルの点 点43 点42から74度05分41メートルの点 点44 点43から63度29分41メートルの点 点45 点44から52度52分41メートルの点 点46 点45から317度33分25メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりゅうお・ちか・ししも刺し網漁業 こまいいはたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 きゅうりゅうお・ちか・こまい小型定置網漁業 まれいこまいいはたはた底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から8月10日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	銅路市（阿寒町及び音別町を除く）	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、まず小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは35メートル以下でなければならない。 イ 身網の長さは35メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、5メートル以下でなければならない。
銅海共第12号	白糠漁業協同組合	白糠郡白糠町及び銅路市音別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 X＝－111451.3785 Y＝－2176.9575（座標系13系） 基点第2号 銅路市と浦幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から162度00分4.000メートルの点 点2 基点第2号から138度50分4.000メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりゅうお・ちか・ししも刺し網漁業 こまいいはたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほつつけ刺し網漁業 きゅうりゅうお・ちか・こまい小型定置網漁業 まず小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から8月10日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	白糠町及び銅路市音別町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、まず小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
銅海共第13号	浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町地先	次の点2、点3、点4、点7及び点2の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 X＝－105.838.894 Y＝67.679.974（座標系13系） 基点第1号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から179度26分100メートルの点 点2 点1から181度40分7.000メートルの点 点3 点2から162度30分9.000メートルの点 点4 点3と点5を結んだ線と基点第2号から147度00分の線との交点 点5 基点第3号から172度30分7.500メートルの点 点6 基点第3号から172度30分4.000メートルの点 点7 点2と点6を結んだ線と基点第2号から147度00分の線との交点	第二種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりゅうお・ちか・ししも刺し網漁業 こまいいはたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほつつけこまい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜中町（散布を除く）	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
創海共第14号	散布漁業協同組合	厚岸郡那浜中町地先	次の点4、点5、点6、点7及び点4の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 $X=-105.838, 894 Y=67.679, 974$ (座標系13系) 基点第3号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 179 度 26分 100メートルの点 点2 点1から 181 度 40分 7, 000メートルの点 点3 点2から 162 度 30分 9, 000メートルの点 点4 点3と点5を結んだ線と基点第2号から147度00分の線との交点 点5 基点第3号から 172 度 30分 7, 500メートルの点 点6 基点第3号から 172 度 30分 4, 000メートルの点 点7 点2と点6を結んだ線と基点第2号から147度00分の線との交点		第二種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・こまい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜中町散布	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
創海共第15号	厚岸漁業協同組合	厚岸郡厚岸町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 尻羽岬東端 基点第3号 大黒島南端 点1 基点第1号から 172 度 30分 4, 000メートルの点 点2 基点第1号から 172 度 30分 7, 500メートルの点 点3 点4から 160 度 00分 3, 500メートルの点 点4 点5から 152 度 30分 4, 000メートルの点 点5 基点第2号と基点第3号を結んだ線の midpoint		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 わらずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	厚岸町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
創海共第16号	昆布森漁業協同組合	釧路郡釧路町地先	次の点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点2の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 尻羽岬東端 基点第2号 大黒島南端 基点第3号 昆布森灯台中心点 (北緯 42度56分55.24秒 東経 144度31分15.74秒) 基点第4号 釧路町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号と基点第2号を結んだ線の midpoint 点2 点1から 152 度 30分 4, 000メートルの点 点3 点2から 160 度 00分 3, 500メートルの点 点4 基点第1号から 180 度 00分 9, 000メートルの点 点5 基点第3号から 180 度 00分 10, 000メートルの点 点6 基点第3号から 180 度 00分 13, 500メートルの点 点7 基点第4号から 172 度 30分 12, 500メートルの点 点8 基点第4号から 172 度 30分 4, 000メートルの点		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	釧路町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
創海共第17号	釧路市漁業協同組合、 釧路市東部漁業協同組合	釧路市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 釧路町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 $X=-111451.3785 Y=-2176.9575$ (座標系13系) 点1 基点第1号から 172 度 30分 4, 000メートルの点 点2 基点第1号から 162 度 30分 12, 500メートルの点 点3 基点第2号から 162 度 00分 19, 000メートルの点 点4 基点第2号から 162 度 00分 4, 000メートルの点		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 かれい・こまい・はたはた底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	釧路市(阿寒町及び音別町を除く)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは35メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは35メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以下に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、5メートル以下でなければならない。
創海共第18号	白糠漁業協同組合	白糠郡白糠町及び釧路市音別町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 $X=-111451.3785 Y=-2176.9575$ (座標系13系) 基点第2号 釧路市と浦幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 162 度 00分 4, 000メートルの点 点2 基点第1号から 162 度 00分 19, 000メートルの点 点3 基点第1号から 195 度 30分 18, 500メートルの点 点4 基点第2号から 138 度 50分 15, 500メートルの点 点5 基点第2号から 138 度 50分 4, 000メートルの点		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	白糠町及び釧路市音別町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
創海共第19号	創路市漁業協同組合、白糠漁業協同組合、創路市東部漁業協同組合、昆布森漁業協同組合、秋布漁業協同組合、浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町及び厚岸町、創路郡創路町、創路市並びに白糠郡白糠町地先	次の点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点16、点17及び点3の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 灰羽岬東端 基点第4号 大黒島南端 基点第5号 昆布森灯台中心点 (北緯 42度56分55.24秒 東経 144度31分15.74秒) 基点第6号 創路町と創路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 $X=-111451.3785$ $Y=-2176.9575$ (座標系13系) 基点第8号 創路市と清幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 179 度 26分 100メートルの点 点2 点1から 181 度 40分 7,000メートルの点 点3 点2から 162 度 30分 9,000メートルの点 点4 点2から 162 度 30分 32,000メートルの点 点5 基点第3号から 157 度 30分 30,000メートルの点 点6 基点第8号から 138 度 50分 30,000メートルの点 点7 基点第8号から 138 度 50分 15,500メートルの点 点8 基点第7号から 195 度 30分 18,500メートルの点 点9 基点第7号から 162 度 00分 19,000メートルの点 点10 基点第6号から 172 度 30分 12,500メートルの点 点11 基点第5号から 180 度 00分 13,500メートルの点 点12 基点第5号から 180 度 00分 10,000メートルの点 点13 基点第3号から 180 度 00分 9,000メートルの点 点14 基点第3号と基点第4号を結んだ線の中点 点15 点14から 152 度 30分 4,000メートルの点 点16 点15から 160 度 00分 3,500メートルの点 点17 基点第2号から 172 度 30分 7,500メートルの点	第二種共同漁業	にしん・刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜中町、厚岸町、創路町、創路市(阿寒町を除く)及び白糠町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、行使の回数及び電撃又は統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。